

**「県有財産(徳島県の庁舎の空きスペース)の賃貸借」
(仕 様 書)**

名 称	阿南合同庁舎
対 象	本館3階 執務室
所 在	阿南市富岡町あ王谷46
貸付面積	52.26平方メートル(分割しての貸付はできない)

建物構造	鉄骨造4階建(昭和44年竣工)
照 明	32W(Hf)×2灯×12セット
採 光	北側窓(3カ所)
電 源	100Vコンセント(2口)×4セット
床の状況	カーペット敷
光熱水費	電気代、共益費(共用部分の清掃費、通常のごみ処理費)は床面積から按分して、水道料金は、使用人数から按分して、それぞれ県から借受者に請求する。
空 調	庁舎に設置しているエアコンが使用可能。電気料金は光熱水費に含む。
電話回線	庁舎の既存配管を利用して引き込み可能である。工事費、利用料金は入居者の負担となる。退去時に原状回復が必要である。
光回線	電話回線と同様。
機械警備	阿南合同庁舎の執務室と同様の警備方式によるものとする。 個人単位の入退室管理を行う場合等は、入居者の負担となる。 また、上記の場合には、退去時に原状回復が必要である。
駐 車 場	最大で1台分の駐車場を、駐車区画単位で賃借することが可能。
そ の 他	壁面の模様替えなど、原状変更を行う場合は、入居者の負担によるものとし、退去時に原状回復が必要である。 庁舎内は禁煙である。喫煙は、敷地内の指定場所に限られる。 業務に当たっては、庁舎の防火管理制度の遵守が必要である。 必要に応じて、県は、貸付区画に立ち入り、検査をすることができる。